（公募型プロポーザル方式(標準型)）

新潟県道路施設維持管理計画中間評価業務説明書

1.　業務の概要

1)業務の目的

本業務は、令和4年度に策定した「新潟県道路施設維持管理計画」（以下「維持管理計画」という。）における各施設の維持管理方法について、点検データや補修履歴をもとに施設別・構造形式別に整理し、中間評価を実施するものである。また、今後、補修や更新などの維持管理費用が膨大となることが予想される橋梁については、ライフサイクルコストの縮減を目的として、劣化予測の見直しを行うとともに、予防保全の具体的手法や、効率的な更新計画の検討を行う。

2)業務内容

本業務の主な検討内容は以下を想定している。

ア　維持管理計画の検証と評価

（ア）維持管理方針及びプロセスの評価

（イ）維持管理計画の実態整理

（ウ）維持管理計画の成果とその評価の可視化

イ　橋梁における劣化予測の精度向上

（ア）劣化傾向の分析

（イ）補修工事による長寿命化効果の検証

（ウ）劣化モデルの構築

ウ　橋梁補修・更新の方針（案）の作成

（ア）劣化要因別のライフサイクルコスト（LCC）最適化の検討

（イ）予防保全型管理の部分的導入を考慮した管理方針決定手法の策定

（ウ）中長期的な橋梁マネジメントシナリオの検討

（エ）橋梁補修・更新の方針（案）及び工法ガイドラインの策定

（オ）短期事業計画の見直し

※現維持管理計画の対象施設は以下のとおり

橋梁、トンネル、シェッド・シェルター、舗装、消融雪施設、道路横断施設（道路横断BOX、アンダーパス、地下横断歩道、横断歩道橋）、道路附属施設（大型案内標識、道路照明、道路情報板）

3)履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和９年２月上旬～令和11年３月中旬

4)業務実施上の条件

ア　本プロポーザルは令和８～10年度の３年間で実施する新潟県道路施設維持管理計画中間評価業務について、令和８年度に技術提案書の評価を行い契約候補者の特定を行うものである。なお、３年間の業務実施を予定しているが、委託契約は単年度ごとに行い、前年度の委託業務が優れている場合に限り翌年度の契約を行うものとする。以後、翌年度も同様に業務契約を行うものとする。

ただし、業務成績に問題がある場合、指名停止・営業停止の措置があった場合、又は受注者の責により業務内容・工程が大幅に変更となった場合等、発注者が翌年度以降の契約を継続することが不適当と判断した場合はこの限りでない。

なお、各年度の業務内容は、それぞれの契約時に発注者と協議して決定するものとする。

イ　各年度の打合せ回数は、着手時１回、中間時５回、成果品納入時の合計７回とし、着手時と成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。ただし、令和８年度については、着手時１回とする。

ウ　照査は、新潟県制定の測量・設計・調査業務委託標準仕様書等に基づき実施するものとする。

エ　本業務の実施に必要となる既往の報告書等の資料は貸与する。

オ　維持管理計画の内容の検討にあたっては､学識経験者を交えた委員会を開催することとし、開催回数は２回を予定する。

5）成果品

成果品は、各年度に以下を提出するものとする。

① 報告書（A4判）　２部
② 報告書概要版（A3判又はA4判）　２部
③ 電子納品物（ＣＤ－Ｒ）　２枚

2.　手続きの参加者に要求される条件

1)手続きの参加者（企業等）

手続きに参加する者（企業等）の要件は、公告文にある基本的事項のほか、以下の要件を設ける。

ア 技術部門登録

建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日号外　建設省告示第717号）に基づき国土交通省に備える建設コンサルタント登録簿において、当該業務に関する部門（「道路」及び「鋼構造及びコンクリート」）の建設コンサルタント登録がある者

イ　技術士登録者数

鋼構造及びコンクリート部門の技術士登録者数が10人以上であること

ウ 同種又は類似業務の受注実績

下記に示される同種または類似業務を受注し平成28年度以降に完了した実績を有する者

同種業務：道路施設の維持管理計画※1策定に関する業務

※１　橋梁、トンネルを含んだ道路施設について、点検結果に基づき構造物の損傷状況

を評価し、アセットマネジメントの考え方を取り入れた中長期的視点で策定する維持管理に関する計画

類似業務： 橋梁長寿命化修繕計画業務※2

※２　平成19年４月２日付け国土交通省道路局長通知「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱」に基づく、橋梁の修繕及び架替に係る費用の縮減を定めた計画

2)予定技術者

予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とする。

管理技術者: 技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート）
技術士（総合技術監理部門：建設―道路）
技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

照査技術者: 技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート）
技術士（総合技術監理部門：建設―道路）
技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

② 同種又は類似業務の実績

管理技術者: 平成28年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務において、管理技術者または担当技術者としての経験を有する者

担当技術者: 平成28年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務において、管理技術者または担当技術者としての経験を有する者

照査技術者: 平成28年度以降に完了した下記に示す同種又は類似業務において、管理技術者または担当技術者としての経験を有する者

同種業務： 道路施設の維持管理計画策定に関する業務

類似業務： 橋梁長寿命化修繕計画業務

③ 手持ち業務量

公告日現在の手持ち業務量

管理技術者: 管理技術者となっている500万円以上の業務が10件未満である者

担当技術者: 管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の業務が10件未満である者

3.　参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1)参加表明書の作成方法

参加表明書の提出様式は様式－Ｆ（Ａ４判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

2)参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況	・技術職員の対象は、会社全体（営業所等を含む）とする。 ・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写しを添付すること。 ・本業務の評価項目に関する登録部門以外については記入しないこと。
予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・記載した保有資格証の写しを添付すること。 ・「同種又は類似業務」は、平成28年度以降に完了した、国、都道府県、市町村、高速道路会社等※1が実施する公共事業（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。ただし、照査技術者として担当した業務は除く。 ※1・・・・各地方の高速道路株式会社、各地方の道路公社 ・「手持ち業務の状況」は、公告日現在、新潟県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め、管理技術者となっている500万円以上の全ての業務を記載する。なお、本業務以外の業務でプロポーザル方式による予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・「当該地域での業務実績」を記載する場合は、平成28年度以降に完了した新潟県土木部及び交通政策局が所管する本庁発注業務の実績を記載する。（再委託による業務の実績は含まない） ・当該地域とは、7.技術提案書の提出者を選定するための評価基準（選定基準）で、加点対象とされる地域を示す。 ・記載した同種又は類似業務および当該地域での業務実績に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、仕様書など）及び業務上の立場が確認できる資料（TECRISの登録確認書など）を添付すること。 ・技術提案書の提出者に選定された場合、当該書類は技術提案書を特定するための評価に使用する。（技術提案書の提出時に再提出は求めない）
予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・上記、「予定管理技術者の経歴等」に記載した、同種又は類似業務の実績について記載すること。業務１件につき、Ａ４版１枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。 ・技術提案書の提出者に選定された場合、当該書類は技術提案書を特定するための評価に使用する。（技術提案書の提出時に再提出は求めない）
企業の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者（企業）が、過去に受注又は実施した「同種又は類似業務」について記載する。 ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成28年度以降に完了した国、都道府県、市町村、高速道路会社等が実施する公共事業（再委託

	による業務の実績は含まない）を対象とする。 ・記載した業務が同種又は類似業務の実績に該当していることが確認できる資料（契約図書の写しや仕様書など）を添付すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載するものとする。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

3)作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

4)参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

4. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1)技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2)技術提案書の作成方法

技術提案書の提出様式は（様式Ａ～Ｅ、Ａ４判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

3)技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内　容　に　関　す　る　留　意　事　項
業務実施体制	・配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。 ・担当技術者は、想定される業務分野毎に代表技術者を１名ずつ最大３名まで記載する。 ・技術提案書の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。 ・記載様式は、様式Ａとする。
予定技術者の経歴等	・業務実施体制に記載された担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・記載した保有資格証の写しを添付すること。 ・「同種又は類似業務」は、平成28年度以降に完了した、国、都道府県、市町村、高速道路会社等が実施する公共事業（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。ただし、照査技術者として担当した業務は除く。

	・「手持ち業務の状況」は、公告日現在、新潟県以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め、管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の全ての業務を記載する。なお、プロポーザル方式による本業務以外の業務で予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・「当該地域での業務実績」を記載する場合は、平成28年度以降に完了した新潟県土木部及び交通政策局が所管する本庁発注業務の実績を記載する。（再委託による業務の実績は含まない） ・当該地域とは、8.技術提案書を特定するための評価基準（特定基準）で、加点対象とされる地域を示す。 ・照査技術者については、「手持ち業務の状況」及び「当該地域での業務実績」は、記載不要。 ・記載した同種又は類似業務および当該地域での業務実績に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、仕様書など）及び業務上の立場が確認できる資料（TECRISの登録確認書など）を添付すること。 ・記載様式は様式－Ｂとする。
予定技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績	・担当技術者及び照査技術者が過去に従事した、様式－Ｂに記載した同種又は類似業務の実績について記載すること。業務１件につき、Ａ４版１枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。 ・記載様式は様式－Ｃとする。ただし、業務１件につき、Ａ４版１枚までの図面、写真等の添付を行ってよい。
業務の実施方針	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－Ｄとし、Ａ４版１枚以内とする。
特定テーマに対する技術提案	・本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。 【特定テーマ】 「新潟県の地域特性などを考慮した橋梁の合理的な管理方針決定手法の策定」 新潟県は、広大な県土に加え、長い海岸線、平野部及び山間部など多様な地形条件を有していることから、管理する道路施設の数及び種類が多い。また、飛来塩分等の影響による塩害をはじめ、様々な要因により橋梁の劣化が進行し、補修が必要な橋梁が多数ある。損傷が著しい橋梁や補修による長寿命化効果が期待できない橋梁については、ライフサイクルコスト（LCC）等を比較し、管理方針を決定している。 しかしながら、橋梁ごとに損傷形態や劣化要因が異なることから、補修又は更新の決定手法や、限られた予算下における優先順位の設定が課題となっている。 このことから、新潟県特有の地域特性や損傷要因を踏まえるとともに、将来的な劣化進行の予測を考慮したうえで補修･更新の方針決定手法について、実効性のある提案を求める。

	・特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてもよい。 ・記載様式は様式－Ｅとし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。

4)業務量の目安

本業務の参考業務規模は、３年間の総額で60,000千円程度を想定している。なお、業務の契約は、単年度ごとに締結する予定である。

5)見積書の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書を提出すること。その見積もりは原則、技術提案書の評価項目として用いないが、最高評価点の者が複数の場合のみ、見積金額を評価項目とし、最高評価点の者の中から最低金額の者を特定する。

6)作成に用いる言語等

3.3)と同様とする。

7)技術提案書の無効

3.4)と同様とする。

8)既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できるものとする。

ア　資料名

「新潟県橋梁維持管理（実施）計画策定業務」（H22～H24）（紙ベース、電子データ）

「新潟県道路施設維持管理計画策定業務」（H21～H25）（紙ベース、電子データ）

「新潟県道路施設維持管理計画深化業務」（H30～R2）（紙ベース、電子データ）

※ その他、提供可能な資料は必要に応じて対応する。

イ　閲覧場所

新潟県土木部道路管理課　計画・安全対策係

〒950-8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

TEL　025-280-5863

5.　提出書類の提出方法、提出先及び提出期限

1)参加表明書

ア 提出方法: 郵送または電子メール

イ 提出先　: 新潟県庁土木部道路管理課　計画・安全対策係

〒950-8570　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

TEL　025-280-5863

電子メール　ngt080040@pref.niigata.lg.jp

ウ 提出期間: 令和８年11月24日(火) から令和８年12月７日(月) 16時まで

2)技術提案書

ア 提出方法: ５ 1) アに同じ

イ 提出先　: ５ 1) イに同じ

ウ 提出期間: 令和８年12月10日(木) から令和８年12月24日(木) 16時まで

6.　本書（業務説明書）の内容についての質問の受け付け及び回答

1)質問は、文書（様式自由、但し規格はＡ４版）により行うものとし、持参、郵送又は電子メール（但し着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

ア 質問の受け付け担当課：　５　1）イに同じ

イ 質問の受け付け期間：令和８年11月25日(水) ９時より
令和８年12月17日(木) 16時まで

2)受理した質問に対する回答は、質問を受理した日から５日間（休日を含まない。）以内に公告により回答する。

7.　技術提案書の提出者を選定するための評価基準（選定基準）及び結果の通知

1)技術提案書の提出者を選定するための評価項目、判断基準、ならびに評価のウェートは、別表－２のとおりである。

2)別表－２の基準による評価得点に基づき、技術提案書の提出者を選定する。

3)技術提案書の提出者に選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

8.　技術提案書を特定するための評価基準（特定基準）及び結果の通知

1)技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェートは別表－３のとおりである。

2)別表－３の基準による評価最高点の者を特定する。評価最高点の者が複数の場合、見積書の最低金額の者を特定する。

3)特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

9.　技術提案書に関するヒアリング

1)以下のとおりヒアリングを行う

ア　実施場所：新潟県庁

イ　実施日時：令和９年１月14日(木)から令和９年１月15日(金)までの別に指定する日

ウ　ヒアリング時間は協議の上、決定する。

エ　出席者　：管理技術者

2)ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。

3)ヒアリング時の追加資料は受理しない。

10. 非選定理由に関する事項

1)参加表明書を提出し、技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

2)上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、土木部長に対して選定されなかった理由（非選定理由）について説明を求めることができる。

3)上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により

行う。

4)非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 提出方法：５ 1）アに同じ

イ 受付場所：５ 1）イに同じ

ウ 受付時間：９時～16時まで

11. 非特定理由に関する事項

1)提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

2)上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、土木部長に対して特定されなかった理由（非特定理由）について説明を求めることができる。

3)上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

4)非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 提出方法：５ 1）アに同じ

イ 受付場所：５ 1）イに同じ

ウ 受付時間：９時～16時まで

12. その他の留意事項

1)参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

2)参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

3)2.1),2)の同種又は類似の業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似の業務実績をもって判断するものとする。

4)提出された参加表明書は返却しない。

5)提出された技術提案書について、特定されなかった場合に返却を希望する者は、その旨を様式－Ａに明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものと見なす。なお、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。

6)参加表明書及び技術提案書提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。